

山口市、萩市及び防府市における消防通信指令業務の共同運用に関する協定書

2 乙及び丙の負担額については1円単位とし、端数が生じた場合は一切り捨てるものとする。

(負担金の納付)

第7条 乙及び丙は、前条の規定による負担金の額を、甲の請求にに基づき甲が定める日までに納付するものとする。

(離脱の制限)

第8条 甲、乙及び丙の三者は、本協定の締結後は本協定から離脱しないこととし、やむを得ず離脱する場合は、残る二者の同意を得るものとする。

2 前項の場合において、甲、乙及び丙は、個別部分整備費、共同部分整備費等の取扱いを始めとする必要な事項について、協議の上、定めるものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定の施行に関する必要な事項については、甲、乙及び丙協議の上、別に定めるものとする。本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙署名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年7月8日



山口市
渡辺 義也

甲 山口市長



乙 萩市
（土）中 木 夫

乙 萩市長



丙 防府市
（土）中 木 夫

丙 防府市長

山口市（以下「甲」という。）、萩市（以下「乙」という。）及び防府市（以下「丙」という。）は、消防通信指令業務の共同運用（以下「共同運用」という。）の実施に關し、次のとおり協定を締結する。（目的）

第1条 甲、乙及び丙は、消防通信指令施設の集約に伴う費用節減及び人員効率化による組織体制の強化並びに情報の一元化による災害対応力の向上を図るために、共同運用を実施するものとする。（開始時期）

第2条 共同運用の開始時期は、原則として令和7年度とする。

（指令センターの位置）

第3条（仮称）山口県央消防指令センター（以下「指令センター」という。）は、山口市が整備する山口市新本庁舎内に整備する。（協議会の設置）

第4条 甲、乙及び丙が共同運用を行う方式は、協議会方式とし、今後、共同運用開始前の必要な時期までに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、甲、乙及び丙それぞれの議会の議決を経て、協議会を設置するものとする。（契約の締結）

第5条 指令センターの整備に必要となる契約の締結は、甲において行うものとする。

（経費の負担）

第6条 指令センターの整備に要する経費は、次の各号の経費ごとに、当該各号に定める方法により、甲、乙及び丙が負担するものとする。

(1) 個別部分整備費

甲、乙及び丙それぞれが個別に必要とする設備に係る経費（以下「個別部分整備費」という。）については、甲、乙及び丙が、それぞれ全額を負担する。

(2) 共同部分整備費

指令センターに必要な共通設備に係る経費（以下「共同部分整備費」という。）の負担については、以下のとおりとする。

ア 均等割

共同部分整備費の100分の30については、均等割として、甲、乙及び丙が均等に負担する。

イ 人口割

共同部分整備費の100分の70については、人口割として、令和2年国勢調査の結果に基づく甲、乙及び丙の人口の割合により、甲、乙及び丙が負担する。（ただし、この人口については、同調査の結果に基づく阿武町の人口を加えた管轄人口とするものとする。）。